社会福祉法人　秦ダイヤライフ福祉会

定　　款

第一章　総　　則

（目的）

第一条　この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

（１）　第一種社会福祉事業

（イ）特別養護老人ホームの経営

（ロ）救護施設の経営

（２）　第二種社会福祉事業

（イ）老人短期入所事業の経営

（ロ）老人居宅介護等事業の経営

（ハ）認知症対応型老人共同生活援助事業の経営

（ニ）小規模多機能型居宅介護事業の経営

（ホ）老人デイサービス事業の経営

（ヘ）障害福祉サービス事業の経営

（名称）

第二条　この法人は、社会福祉法人秦ダイヤライフ福祉会という。

（経営の原則）

第三条　この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

（事務所の所在地）

第四条　この法人の事務所を高知県高知市薊野北町二丁目２５番８号に置く。

第二章　評議員

（評議員の定数）

第五条　この法人に評議員１０名以上１２名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第六条　この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

２　評議員選任・解任委員会は、監事１名、事務局員１名、外部委員１名の合計３名で構成する。

３　選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

４　選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

５　評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ外部委員が賛成することを要する。

（評議員の任期）

第七条　評議員の任期は、選任後４年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

３　評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第八条　評議員に対して、各年度の総額が２４万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第三章　評議員会

（構成）

第九条　評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

２　評議員会に議長を置く。

３　議長は、その都度評議員の互選で定める。

（権限）

第一〇条　評議員会は、次の事項について決議する。

（１）　理事及び監事の選任又は解任

（２）　理事及び監事の報酬等の額
（３）　理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
（４）　計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
（５）　定款の変更
（６）　残余財産の処分
（７）　基本財産の処分
（８）　社会福祉充実計画の承認
（９）　その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）
第一一条　評議員会は、定時評議員会として毎年度６月に１回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）
第一二条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
２　評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（決議）
第一三条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。
（１）　監事の解任
（２）　定款の変更
（３）　その他法令で定められた事項
３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第一五条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
４　第１項及び第２項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）
第一四条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
２　議長及び評議員会において選任した議事録署名人２名は、前項の議事録に記名押印する。

第四章　役員及び職員

（役員の定数）
第一五条　この法人には、次の役員を置く。
（１）　理事　　９名以上１１名以内
（２）　監事　　２名
２　理事のうち１名を理事長とする。

（役員の選任）
第一六条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
２　理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）
第一七条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
２　理事長は、法令及び定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
３　理事長は、３か月に１回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）
第一八条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
２　監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）
第一九条　理事又は監事の任期は、選任後２年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
２　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。
３　理事又は監事は、第一五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）
第二〇条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解

任することができる。
（１）　職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
（２）　心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員の報酬等）
第二一条　理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

（職員）
第二二条　この法人に職員を置く。
２　この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
３　施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第五章　理事会

（構成）
第二三条　理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権限）
第二四条　理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。
（１）　この法人の業務執行の決定
（２）　理事の職務の執行の監督
（３）　理事長の選定及び解職

（招集）
第二五条　理事会は、理事長が招集する。
２　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（決議）
第二六条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
２　前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）
第二七条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
２　出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第六章　資産及び会計

（資産の区分）
第二八条　この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産、公益事業用財産の３種とする。
２　基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。
（１）土地
①特別養護老人ホームあざみの里敷地
・高知県高知市薊野北町二丁目８４１番５　3,077.38 ㎡
・高知県高知市薊野北町二丁目８４１番１４　24.00 ㎡
②グループホームあざみの家敷地
・高知県高知市薊野北町二丁目８４３番１　667.11 ㎡
・高知県高知市薊野北町二丁目８４１番１２　141.36 ㎡
③小規模多機能ホームあざみの荘敷地
・高知県高知市薊野北町二丁目１８２３番５０　330.58 ㎡
④デイサービスセンター風の大地敷地
・高知県高知市一宮西町二丁目５４８番　373.00 ㎡
⑤グループホーム三つ星日記敷地
・高知県高知市一宮東町五丁目２９８３番１　799.69 ㎡
⑥小規模多機能ホームぼっちり横丁敷地
・高知県高知市一宮西町三丁目１８３４番１　1,198.00 ㎡
⑦特別養護老人ホーム絆の広場敷地
・高知県高知市一宮南町一丁目４０７８番１　823.67 ㎡
・高知県高知市一宮南町一丁目４０７８番３　414.12 ㎡
・高知県高知市一宮南町一丁目４０７８番４　129.51 ㎡
・高知県高知市一宮南町一丁目４０８１番１　1,661.01 ㎡
⑧グループホームリットの風・就労継続支援Ｂ型事業所リットの風敷地
・高知県高知市薊野北町二丁目１８２３番５６　380.25 ㎡
⑨救護施設誠和園敷地
・高知県高知市一宮南町一丁目４０８２番１　1,046.40 ㎡
・高知県高知市一宮南町一丁目４０８２番２　99.89 ㎡
・高知県高知市一宮南町一丁目４０８２番３　388.35 ㎡
・高知県高知市一宮南町一丁目４０８２番６　11.36 ㎡
・高知県高知市一宮南町一丁目４０８２番１０　1,167.76 ㎡

・高知県高知市一宮南町一丁目４１３７番２　201.02㎡
・高知県高知市一宮南町一丁目４０９１番１　235.18㎡
・高知県高知市一宮南町一丁目４０９２番１　123.51㎡
・高知県高知市一宮南町一丁目４１３５番１　387.85㎡
・高知県高知市一宮南町一丁目４１３５番３　85.26㎡
・高知県高知市一宮南町一丁目４１３５番４　170.34㎡
・高知県高知市一宮南町一丁目４１３６番１　381.92㎡
・高知県高知市一宮南町一丁目４１３６番３　82.51㎡
・高知県高知市一宮南町一丁目４１３６番４　142.92㎡
・高知県高知市一宮南町一丁目４１３７番４　78.22㎡
・高知県高知市一宮南町一丁目４０８４番４　29.89㎡
・高知県高知市一宮南町一丁目４０９１番４　10.61㎡

（２）建物

①特別養護老人ホームあざみの里
高知市薊野北町二丁目８４１番地５
鉄筋コンクリート造陸屋根４階建
延 4552.47㎡

②グループホームあざみの家
高知市薊野北町二丁目８４３番地１、８４１番地５、８４１番地１２
木造瓦葺２階建
延 504.35㎡

③小規模多機能ホームあざみの荘
高知市薊野北町二丁目１８２３番地５０
木造鋼板葺２階建
延 274.79㎡

④デイサービスセンター風の大地
高知市一宮西町二丁目５４８番地
木・鉄筋コンクリート造瓦・亜鉛メッキ鋼板葺・陸屋根２階建
延 259.84㎡

⑤グループホーム三つ星日記
高知市一宮東町五丁目２９８３番地１
木造鋼板葺２階建
延 607.91㎡

⑥小規模多機能ホームぼっちり横丁
高知市一宮西町三丁目１８３４番地１
木造鋼板葺２階建
延 484.49㎡

⑦特別養護老人ホーム絆の広場
高知市一宮南町一丁目４０８１番地１、４０７８番地１、

４０７８番地３、４０７８番地４
鉄筋コンクリート造鋼板葺陸屋根４階建
延 5,849.17㎡

⑧グループホームリットの風・就労継続支援Ｂ型事業所リットの風
高知市薊野北町二丁目１８２３番地５６
木造鋼板葺２階建
延 390.61㎡

⑨救護施設誠和園
高知市一宮南町１丁目４０８２番地１、４０８２番地１０、４０８２番地３、４０８２番地６、４１３７番地２、４１３６番地４、４１３５番地４
鉄筋コンクリート造陸屋根３階建
延 3,213.38㎡

３　その他財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。
４　公益事業用財産は第三六条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
５　基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第２項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

（基本財産の処分）

第二九条　基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、高知市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、高知市長の承認は必要としない。

（１）　独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
（２）　独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第三〇条　この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。
２　資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（事業計画及び収支予算）

第三一条　この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
２　前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、

一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）
第三二条　この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
（１）　事業報告
（２）　事業報告の附属明細書
（３）　貸借対照表
（４）　収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
（５）　貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
（６）　財産目録
２　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号、第４号及び第６号の書類については、定時評議員会に提出し、第１号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
３　第１項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
（１）　監査報告
（２）　理事及び監事並びに評議員の名簿
（３）　理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
（４）　事業の概要等を記載した書類

（会計年度）
第三三条　この法人の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日をもって終わる。

（会計処理の基準）
第三四条　この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

（臨機の措置）
第三五条　予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の３分の２以上の同意がなければならない。

第七章　公益を目的とする事業

（種別）
第三六条　この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目

的として、次の事業を行う。
（１）有料老人ホームの経営
（２）地域ふれあい介護予防事業
（３）居宅介護支援事業の経営
（４）介護職員初任者研修事業
２　前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の３分の２以上の同意を得なければならない。

（収益の処分）
第三七条　前条の規定によって行う事業から剰余金が生じた場合は、この法人の行う社会福祉事業及び公益事業に充てるものとする。

第八章　解散

（解散）
第三八条　この法人は、社会福祉法第四六条第１項第１号及び第３号から第６号までの解散事由により解散する。

（残余財産の帰属）
第三九条　解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第九章　定款の変更

（定款の変更）
第四〇条　この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、高知市長の認可（社会福祉法第四五条の三六第２項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。
２　前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を高知市長に届け出なければならない。

第一〇章　公告の方法その他

（公告の方法）
第四一条　この法人の公告は、社会福祉法人秦ダイヤライフ福祉会の掲示場に掲示すると

ともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

（施行細則）
第四二条　この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附　則
この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の設立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長　　福田　善晴

理　事　　徳橋　英子
理　事　　松木　　晃
理　事　　葛目　　顕
理　事　　竹本　範彦
理　事　　新宮　玲子
理　事　　秋田　保意
理　事　　西村　由美
理　事　　中島　龍一
理　事　　佐藤　政子

監　事　　山本　恵子
監　事　　森本　正男
監　事　　山中　健利

1．　1．この定款は平成１３年　7月　６日制定・施行
2．　平成 13 年 12 月 3 日改正（平成 13 年 12 月 21 日認可）　———　第１条（２）第二種福祉事業（イ）老人居宅介護等事業（あざみ）を追加
3．　平成 14 年 3 月 27 日改正（平成 14 年 4 月 9 日受理）　———　第４条事務所の所在地を高知県高知市薊野８４１番地５に変更
第１８条２（２）基本財産　建物を追加
4．　平成 14 年 10 月 7 日改正（平成 15 年 3 月 3 日認可）　———　第１条（２）第二種福祉事業（ウ）痴呆対応型共同生活援助事業（グループホームあざみ家）を追加

5．　平成 15 年 2 月 7 日改正（住民表示に関する法律に基づく住居表示の変更）　———　第４条事務所の所在地を高知県高知市薊野北町二丁目２５番８号に変更
第１８条２（１）基本財産　土地の住所（２）基本財産　建物の住所を高知県高知市薊野北町二丁目２５番８号に変更
6．　平成 16 年 3 月 11 日改正（平成 16 年 4 月 9 日認可）　———　第１８条資産の区分の住所を謄本の住所に統一
特別養護老人ホームあざみの里土地延べ面積は、土地寄附（平成１３年７月６日）の面積は、3,102.03 ㎡（宅地）であったが、観測により敷地は,宅地と池沼であったため、宅地から一部池沼に地目変更したところ謄本に誤差が生じた為変更グループホームあざみの家開設に伴い追加
第１９条平成１５年１０月１日「独立行政法人福祉医療機構」として新法人化となったため変更
7．　平成 16 年 5 月 27 日改正（平成 19 年 6 月 16 日認可）　———　第１条（２）第二種福祉事業（エ）身体障害者短期入所事業（あざみの里）を追加
第１８条資産の区分にグループホームあざみの家土地を基本財産に追加
8．　平成 16 年 12 月 2 日改正（平成 16 年 12 月 15 日認可）　———　第１９条基本財産の処分に社会福祉法人定款準則の一部改正伴い第１項及び第２項を追加
9．　平成 17 年 5 月 19 日改正（平成 17 年 7 月 13 日認可）　———　第１８条資産の区分に公益事業の基本財産を追加し３種とし、第２７条公益事業（第５章公益を目的とする事業）有料老人ホーム馴染み横丁の設置経営を追加
また、社会福祉法人の認可、審査要領、指導監査要綱の一部改正（社援総発第 0414001 号・老計発第 0414001 号：平成１７年４月 14 日）に伴い第３条、第９条の一部及び第１４条（評議員会の権限）第２項を評議員会の意見を聴かなければならないに変更する
10.　平成 17 年 8 月 25 日改正（平成 17 年 9 月 9 日認可）　———　第１条（2）（ハ）認知症対応型共同生活援助事業へ変更
介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う「痴呆」の用語が見直された（平成 17 年法律第 77 号）平成 17 年 6 月 29 日に公布・施行
11.　平成 18 年 8 月 10 日改正（平成 18 年 9 月 27 日認可）　———　障害者自立支援法に基づく制度改正に伴い第１条（ニ）障害福祉サービス事業（あざみの里）に表現を変更
改正日：平成 18 年 10 月 1 日
12.　平成 19 年 5 月 24 日改正（平成 19 年 7 月 5 日認可）　———　第１条（二）小規模多機能型居宅介護事業の経営を追加
第１条（ニ）障害福祉サービス事業を（ホ）に変更
13.　平成 19 年 12 月 6 日改正（平成 19 年 12 月 26 日認可）　———　第 18 条２項（1）土地　③小規模多機能ホームあざみの荘基本財産敷地を追加
第 18 条２項（2）建物　③小規模多機能ホームあざみの荘基本財産建物を追加
14.　平成 20 年 12 月 11 日改正（平成 21 年 1 月 5 日認可）　———　第１条（目的）デイサービス事業の経営を追加
第 18 条２項（1）土地　④デイサービスセンター風の大地基本財産敷地を追加
15.　平成 21 年 3 月 19 日改正（平成 21 年 4 月 6 日許可）　———　第 18 条２項（2）建物　④デイサービスセンター風の大地基本財産建物を追加
16.　平成 22 年 3 月 25 日改正（平成 22 年 4 月 12 日許可）　———　第 18 条２項（1）土地　⑤グループホーム三つ星日記基本財産敷地を追加
17.　平成 22 年 5 月 20 日改正（平成 22 年 5 月 31 日許可）　———　第１条（目的）グループホーム三つ星日記追加により認知症対応型老人共同生活援助事業（グルー

			プホームあざみの家）を認知症対応型老人共同生活援助事業の経営とした 第33条（公告の方法）平成19年4月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加
18.	平成22年7月8日改正 （平成22年8月18日認可）	―――	第18条2項（2）建物　③小規模多機能ホームあざみの荘の面積274.79㎡を延274.79㎡に変更⑤グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第27条（種別）に地域ふれあい介護予防事業を（地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室）公益事業に追加
19.	平成23年9月1日改正 （平成23年9月26日認可）	―――	平成24年2月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第27条（種別）有料老人ホーム馴染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした
20.	平成24年1月12日改正 （平成24年1月19日認可）	―――	第18条2項（1）土地⑤グループホーム三つ星日記敷地（高知市一宮東町五丁目五丁目２９８８番1、２９８３番１（一部）523.31㎡を公益事業用財産への一部切替
21.	平成24年3月21日改正 （平成24年4月17日認可）	―――	第18条（資産の区分）2項（1）土地⑥小規模多機能ホームぼっちり横丁敷地　基本財産土地（2）建物⑥小規模多機能ホームぼっちり横丁　基本財産建物を追加
22.	平成24年5月24日改正 （平成24年6月6日認可）	―――	第1条（目的）特別養護老人ホーム絆の広場開設により特別養護老人ホームあざみの里の施設名称を削除し特別養護老人ホームの設置経営及び老人短期入所事業とした
23.	平成24年9月27日改正 （平成24年10月30日認可）	―――	第27条（種別）に平成24年12月1日開設の居宅介護支援事業を追加
24.	平成25年3月21日改正 （平成25年4月18日認可）	―――	第5条（役員の定数）（2）監事3名を2名に変更（辞任と同時に定款準則上の最低数に変更） 第18条（資産の区分）2項（1）土地⑦特別養護老人ホーム絆の広場　基本財産土地（2）建物⑦特別養護老人ホーム絆の広場　基本財産建物を追加 第19条（基本財産の処分）各号の表記の更正
25.	平成25年5月23日改正 （平成25年6月13日認可）	―――	第18条（資産の区分）（1）土地 筆ごとの表示に改める。
26.	平成26年3月20日改正 （平成26年4月7日認可）	―――	第1条（目的）(1)第一種社会福祉事業(ｲ)特別養護老人ホームの経営、(2)第二種社会福祉事業(ｲ)老人短期入所事業の経営(ﾛ)老人居宅介護等事業の経営(ﾍ)障害福祉サービス事業の経営に変更 第7条（役員の選任等）理事は、評議員会において選任することとした(租税特別措置法第40条に準拠した) 第9条（理事会）第2項招集に誤字訂正 第12条第2項施設の長はの後に点を加える 第18条（資産の区分）第1項基本財産､運用財産の後に及びを加える。 第2項(2)建物⑦特別養護等人ホーム絆の広場　高知市一宮南町一丁目4081番地1、4078番地1、4078番地3、4078番地4に訂正。 第3項基本財産の後に及びを加える 第5項必要な手続きの「き」を削除する 第28条（剰余金が出た場合の処分）社会福祉事業の後に及び公益事業を追加する 第34条（施行細則）細則はの後に点を加える

27.	平成26年8月1日改正 （平成26年8月12日認可）	―――	第27条（種別）　定款準則に準拠した文言に改める（社会福祉法人設立の手引き・平成25年9月改訂版)。 介護職員初任者研修事業の追加
28.	平成27年8月6日改正 （平成27年8月19日認可）	―――	第18条第2項(1)土地にｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑﾘｯﾄの風･就労継続支援B型事業所ﾘｯﾄの風敷地を追加
29.	平成27年12月3日改正 （平成27年12月22日認可）	―――	第18条第2項(2)建物にｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑﾘｯﾄの風･就労継続支援B型事業所ﾘｯﾄの風を追加
30.	平成28年12月8日改正 （平成28年12月15日認可）	―――	第5条第1項(１)理事定数10名を11名に変更 第13条第1項評議員数21名を23名に変更（改正社会福祉法に関係する）
31.	平成29年1月27日改正､4月1日施行 平成29年1月31日申請 （平成29年3月1日認可）	―――	社会福祉法等の一部を改正する法律(平成28年法律第21号)に基づく。
32.	平成30年6月15日改正	―――	第28条第2項第1号⑦特養ﾎｰﾑ絆の広場敷地面積が登記所備付地図作成の為の測量により変更
33.	令和元年6月21日改正 令和元年6月28日申請 （令和元年9月13日認可）	―――	第1条(1)に(ﾛ)救護施設の経営を追加
34.	令和元年6月21日改正 令和元年9月19日届出 （令和元年11月27日認可）	―――	第28条第2項(1)土地及び(2)建物に救護施設誠和園の基本財産を追加